

### 病院会計準則の導入その後

#### 病院会計準則の位置づけ

平成16年8月に病院会計準則が改正されました。病院会計準則の適用は強制されませんが、病院の経営実態の把握や、経営上の問題点の発見に役立つので、規模の大小を問わず、全ての病院において採用することが期待されています。

病院会計準則は、施設を会計単位としているので、個々の病院毎に財務諸表を作成する際の会計基準として適用します。開設主体は国立大学法人や医療法人など多様ですが、これらの各種の病院の財政状態及び運営状況を体系的、統一的に捉えることで、個々の病院の経営に有用な会計情報を提供します。

#### 病院会計準則の目的

病院会計準則の導入の主目的は、病院経営の実態をより適切に把握し、経営の効率を高めることにあります。例えば、赤字病院の場合、部門別、診療科別等の多様な観点から原価分析を行うことで、経営改善のヒントが見つかる可能性があります。

また、病院会計準則という共通のルールにより、病院の財政状態及び運営状況を測ることで、異なる開設主体間の会計情報の比較を行うことが可能になります。あらゆる病院が採用することで、導入前には難しかった国立大学法人の病院と民間病院の比較や、異なる医療法人の病院間の比較等が可能になります。

病院は官民を問わず、公的保険制度を通じて、間接的には税金が投入されています。今や医療界においても、より適切な会計基準により効率的な運営を行い、国民負担の削減を求められる時代となっています。

#### 近時の会計国際化への対応

今回の病院会計準則の改正により、減損会計を除いては、一般事業会社とほぼ同様の会計基準を適用することになりました。

キャッシュ・フロー計算書については、病院の運営状態を把握する指標として、資金状況を明らかにする重要性が高まったことにより導入されました。

リース会計については、ファイナンス・リース取引は実質的には売買取引と考え、リース資産の利用者側では、原則としてオンバランス（貸借対照表に計上）することになりました。

退職給付会計については、退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、現時点までの発生額に基づき負債を計上しています。労働集約的で人件費の負担が大きい医療機関においては、退職給付債務の負担も大きいことが予想されます。退職給付会計の導入により、自己資本比率が相当低下する可能性があります。

税効果会計の目的は、会計上の損益と対応するように、法人税等を適切に期間配分することにあります。

研究開発費については、無形固定資産として計上されるソフトウェアを除き、発生時の費用として処理することを基本とします。

#### 病院会計準則を導入する必要性

一定規模の病院を前提にすると、今後は、病院会計準則の導入が急速に進むことが予想されます。また、第三者的な立場の人間が、病院会計準則を適用している財務諸表を監査する機会が増える見込みです。

監査済みの財務諸表を読むことで、会計面での病院の実態の理解が進みますし、病院間の比較が今まで以上に可能になります。

病院会計準則の導入は、病院にとって負担になることは確かですが、メリットもあります。例えば、財務的に問題がない旨を証明することにより、低利で多額の融資を受けるチャンスが増大します。

逆に、財務内容が悪い病院は、病院会計準則の導入により、本来ならば見せたくない実状を開示することになります。

あくまでも会計面での格付けになりますが、病院会計準則の導入により、勝ち組と負け組が明らかになりそうです。

一般事業会社においては数年前に経験した「会計ビックバン」が、病院会計に遅れて到来したということでしょうか。（担当：医療福祉チーム 恩田正和）